

## 令和6年度 事業計画

### [基本方針]

令和5年6月20日、内閣府から公表された「令和5年版高齢社会白書」によれば、令和4年10月1日現在、65歳以上人口は3,624万人となり、総人口（1億2,495万人）に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は29.0%となりました。

65歳以上人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった平成27年に3,379万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には3,653万人に達すると見込まれています。その後も65歳以上人口は増加傾向が続き、令和25年に3,953万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和19年に33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上の者となると見込まれています。令和25年以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和52年には38.7%に達して、国民の2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されています。総人口に占める75歳以上人口の割合は、令和52年には25.1%となり、約4人に1人が75歳以上の者となると推計されています。

このように人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、シルバー人材センターは、人生100年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえて積極的な取組を強化していく必要があります。

また、元気な高齢者が地域社会の課題解決の担い手となって活躍するシルバー事業は、ますますその役割を果たすことが求められており、そうした期待に対して、組織の拡大や事業の一層の活性化等、目に見える実績を示すことで応えていく必要があります。そのためには「会員の拡大」「就業機会の確保・新たな職域開拓」が重要な取り組みになっています。

併せて、令和6年秋に施行が予定されている「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス新法」という。）に適切に対応するため、フリーランス新法で義務化される就業条件の明示及びシルバー事業における新たな契約方法への円滑な移行を進める必要があります。

これらを踏まえ、シルバー事業が高齢者の受け皿としての機能を十分に発揮し「地域課題の担い手」を実践できるよう、センターとこれまで以上の連携を図り、シルバー事業の拡充を目指し、以下の重点項目を取り組んでいくこととします。

## [重点項目]

### ① 会員の拡大

令和6年度末会員4,825人を目標として、会員の入会促進・退会防止に努める。特に女性会員（シルボヌ）の1割増を目指す。

### ② 就業機会の拡大

契約受注件数及び就業延べ人員について、前年度実績比以上を目標として、就業機会確保・拡大に取り組む。

### ③ 地域との信頼関係の確立

「安全・安心なシルバー事業」の展開を図ることは、シルバー事業遂行の基幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策の推進を図る。また、シルバー事業として、適正な就業となるよう、適正化に取り組む。さらには、地域の一員として、ボランティア活動等の社会活動を強化し、地域とのきずなを強める。

### ④ 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」の施行に適切に対応

フリーランス新法により義務化される会員への就業条件の明示等について、各センターが政省令・ガイドラインに沿った適切な対応を行えるよう支援する。また、就業条件の明示を履行するうえで最も簡便な方法はデジタル化であるため、導入に向けて支援する。

また、センターにおいて、新たな契約方法への移行が円滑に行われるよう、全シ協と調整を図りながら情報提供、疑義への対応、システム事業者との調整等を行う。

## [個別事業]

### 1. シルバー人材センター事業

#### (1) 安全・適正就業の推進

「安全・安心なシルバー事業」の確立を図ることは、シルバー事業遂行の基幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のより一層の推進を図り、重篤事故、傷害事故の撲滅を図ることが肝要である。そのため、安全・適正就業委員会を核として、安全・適正就業の推進に係る指導・助言・対策、情報提供を行うとともに、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」の周知及び、受注リスト（受注実績一覧表）を活用した点検・改善等を確実に実施し、安全で適正な就業の徹底を図る。また、高齢会員の就業に関してフレイル予防を含め、会員の健康の確保に努める。

- ① 安全・適正就業委員会の開催
- ② 安全・適正就業パトロールの実施
- ③ ブロック別安全・適正就業担当者会議の開催
- ④ 会員安全就業意識啓発の実施（ヒヤリ・ハット体験事例の収集、事故分析、安全就業ニュース配付、「安全で適正な就業のために」発行）
- ⑤ 就業形態適正化点検の実施（自主点検票、受注実績一覧表）

## (2) 就業開拓活動の推進

県内全域で高齢者が自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるよう、就業開拓活動及び新たな就業分野の開拓・拡大、独自事業等に係る指導・助言・援助、情報提供を行うとともに、ICTの活用等についても積極的に推進し、高齢者や地域のニーズに合った総合的な就業機会の拡大を図る。

- ① 未充足受注や多人数を必要とする大型受注等に対応するための  
広域調整機能の強化
- ② 就業開拓担当職員等の研修及び具体的助言
- ③ 就業開拓PR活動の実施（就業開拓用物品の作成及び一括発注調整）
- ④ 福祉・家事援助サービス事業の推進に係る支援
- ⑤ 「介護予防・日常生活支援総合事業」への参入支援
- ⑥ 放課後児童クラブにおける育児支援への参入支援
- ⑦ 空き家見守りサービス事業（調整）の実施  
（ふるさと納税・徳島県住宅供給公社）
- ⑧ 地域特性を活かした独自事業の推進
- ⑨ デジタル技術を取り入れた事業展開の推進（新規）
- ⑩ 徳島県委託「農×アクティブシニア事業」の推進
- ⑪ 関係機関・関係団体との連携

## (3) 有料職業紹介事業の推進

有料職業紹介事務所（センター）を通じて、臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事を希望する県内の高齢者を対象に、有料の職業紹介による就業機会の提供を行うとともに、求人事業所や求職者の広域調整、県内全域の職業紹介事業に係る統括管理を行う。

- ① 職業紹介事業の実施
- ② 職業紹介担当者会議の開催

## (4) 労働者派遣事業の推進

シルバー派遣事業の拡大に伴い、多岐にわたる労働関係法令に適切に対応するとともに、県内全域の労働者派遣事業に係る統括管理（労働契約及び労働者派遣契約の管理、会計の管理、行政への実績報告等）等を行う。

- ① シルバー派遣事業の拡大と同一労働同一賃金への的確な対応
- ② シルバー派遣実務担当者会議の開催
- ③ 高齢法第39条の業務拡大の指定に係る要望
- ④ 衛生委員会の開催
- ⑤ シルバー派遣会員に対する教育訓練の実施
- ⑥ シルバー派遣事業運営委員会の開催
- ⑦ 派遣会員に係るマイナンバーの適切な管理体制の構築、運用（新規）

## (5) 普及啓発活動の推進

県内全域で効果的かつ効率的な普及啓発活動を推進するため、事業に対する県民各層の理解が進むようあらゆる機会を通じて「意義・理念」の周知に努めるとともに、多様な就業ニーズに対応した就業機会に対応するため、会員増強及び退会抑制についても積極的に推進する。とりわけ、喫緊の課題である会員拡大については、女性を最重点とした入会促進に取り組む。

- ① 女性会員拡大・就業拡大部会の開催
- ② 目標管理（PDCAサイクルによる目標管理）の徹底
- ③ 普及啓発促進月間を中心とした啓発活動の展開
- ④ 年間を通じた広報活動の展開（マスコミ活用・HP・リーフレット作成等）
- ⑤ 徳島県「ジョブステーション」での普及啓発
- ⑥ 事業概要の作成・配付
- ⑦ 月刊シルバーの購入・配付

## (6) 調査研究活動の推進

シルバー人材センターの事業運営においては、社会経済情勢の変化に適合した事業展開を図ることが不可欠であるため、センターはじめ関係機関等の協力を得て、つぎの事項について積極的に取り組む。

- ① 事業実績等各種データの集計及び分析
- ② 第4次中期計画の策定（新規）
- ③ 関係機関等が開催する調査研究会議への参加（全シ協・四国ブロック）

## (7) シルバー事業関係者への能力開発・支援

社会経済環境の変化に対応し、シルバー事業を的確に運営することができるよう、専門的又は実践的な指導・助言、情報提供を行うとともに、それぞれの役割に応じた知識・企画力の向上を図るための研修等を行う。

- ① 事業を円滑に推進するための全国及び県内の情報提供  
・理事長会議の開催（法人）      ・事務局長会議の開催
- ② 安全・適正就業対策における能力開発・支援  
・安全・適正就業推進研修会の開催
- ③ 事業推進に係る事務処理及び会計・税務処理  
・会計研修会の開催  
・個別訪問によるセンター経理事務実務指導の実施
- ④ 法令遵守の業務運営及び事務処理  
・会計担当者会議の開催  
・フリーランス法への適切な対応（新規）  
・契約方法見直しに対する適切な対応（新規）

- ・行政及び全シ協等の検査・指導への立ち会い及び指導の実施
  - ・公益社団法人としての適正な運営についての指導相談の実施
- ⑤ 県内におけるセンター設置促進活動
- ・法人化及び広域化の推進

## (8) 高齢者活躍人材確保育成事業の推進

センターの新規会員及びセンターを活用する企業を増加させるため、高齢者や企業に対して、センターを積極的に周知・広報するとともに、実際の就業体験を通じて高齢者、企業双方のセンターに対する理解を深めること、また高齢者がセンターに興味を持ち自信を持って就業できるよう必要な技能講習を行う。

- ① センターに関する周知・広報  
高齢者及び企業に対して、センターに関する積極的な周知・広報を実施。
- ② 就業体験の実施  
センターでの就業に関心のある高齢者やセンターの活用に関心のある企業を対象に、就業体験を実施。
- ③ 技能講習の実施  
センターでの就業を希望している現にセンター会員でない高齢者が、センター会員となり新たな分野で活躍することに興味、自信を持つことができるよう、技能講習を実施。

## (9) 災害ボランティアネットワークの推進

大災害に備えて設置した「徳島県シルバー人材センター連合 災害ボランティアネットワーク」の整備体制の充実・機能強化を図ることを目的として、つぎの事項について積極的に取り組む。

- ① ボランティア項目別登録者の把握
- ② ボランティア研修会の開催

## 2. 法人管理事業

### (1) 諸会議の開催

当連合会の維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を次のとおり開催する。

会 議 名	開催回数
定時総会	年 1 回
理事会	年 3 回
理事・監事候補者選考員会	年 1 回

**(2) 研修会の開催**

公益社団法人の役職員としての心構えや役割等についての研修会を、年1回開催する。

**(3) 連合本部事務局機能の充実**

連合会の適正運営と円滑な事業推進を図るため、連合本部職員の資質向上に努める。